

コンプライアンスに対する基本姿勢・方針・規程

当社は、コンプライアンスを実践する体制を構築するため、「MS&ADインシュアランス グループコンプライアンス基本方針」に基づき、コンプライアンスに対する意識の徹底に取り組んでいます。

また、保険事業者としての社会的責任を果たすため、社員一人ひとりが「三井住友海上プライマリー生命 行動憲章」に則り、法令や社内ルールを遵守して、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーの信頼に応えるよう、誠実かつ公正に業務を遂行します。

なお、「行動憲章」、「コンプライアンス基本方針」のほか、コンプライアンスにかかる組織・体制等を定めた「法令等遵守規程」、全社員が遵守すべき法令およびその事例解説等を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、それらの内容を遵守することを義務付けています。

コンプライアンス推進体制

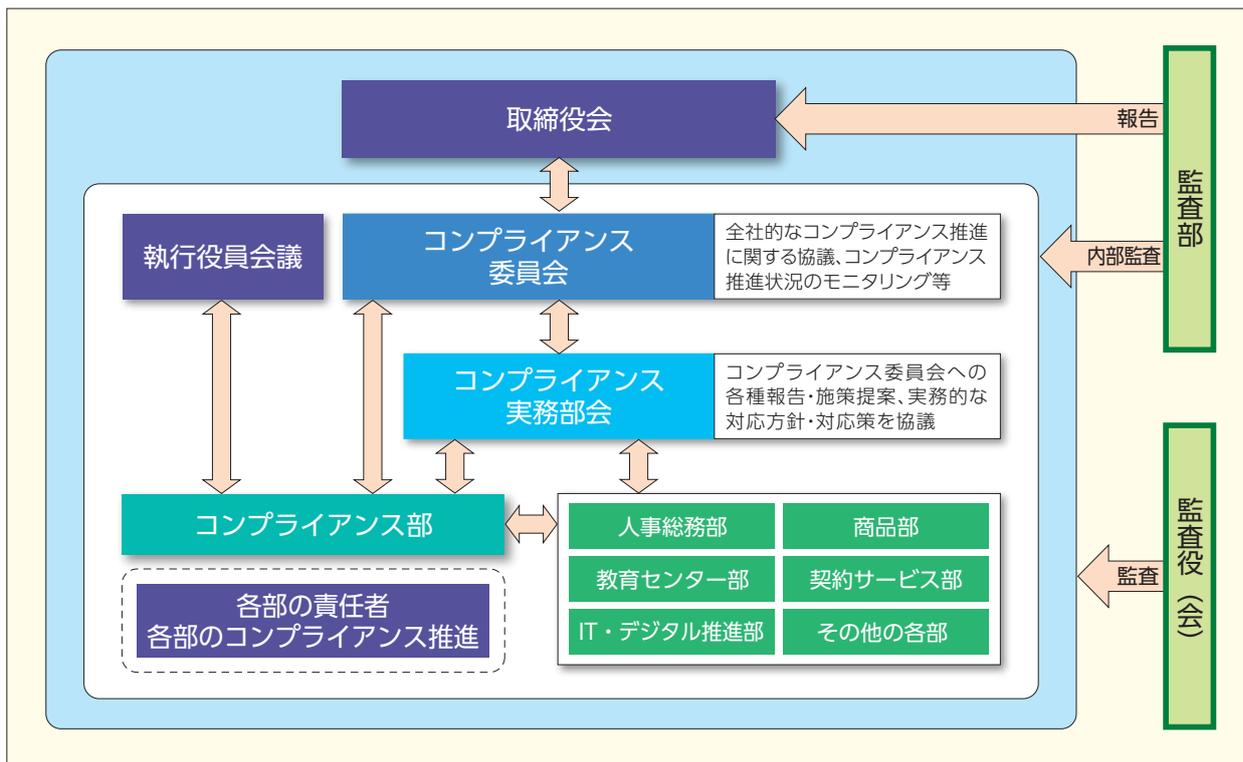
コンプライアンス体制

コンプライアンス全般に関する事項を一元的に管理する組織としてコンプライアンス部を設置しています。コンプライアンス部は、コンプライアンス体制の整備、法務、保険募集管理、情報資産管理、契約分析等を通じたモニタリング、不祥事故、反社会的勢力への対応等に関する業務を担っているほか、社内各部と協働して不適切事象の未然防止・再発防止等の対応を行っています。

また、社内各部の責任者をコンプライアンス推進の責任者とするに加え、実務面を補佐する担当者を任命し、社内各部におけるコンプライアンス推進のための施策を企画・立案し実施しています。

さらに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する方針・規程および諸制度に関する協議、社内各部におけるコンプライアンス推進状況のモニタリングおよびコンプライアンス関連施策の立案・実施に関する関連部への要請を行っています。

■ 当社のコンプライアンス体制



コンプライアンスの推進に向けた取組み

募集管理体制や顧客保護管理体制等の強化および社員へのコンプライアンスに関する研修・指導の充実等について、全社的な目標を定めた「コンプライアンス・プログラム」を策定し、全社的な取組みとして推進しています。

そして、全社での推進状況や対応すべき課題などについては、コンプライアンス部がとりまとめ、定期的実施内容を評価したうえで、コンプライアンス委員会および取締役会へ報告しています。

コンプライアンス・プログラムの主な目的は、担当業務における体制整備の課題と計画を明確にして、コンプライアンス体制を着実に整備・強化することにあります。各々が自ら担当業務内で取り組むべき課題に対するPDCAを実践し、それを経営およびコンプライアンス部が監督することで、全社的にコンプライアンスを推進する体制を構築しています。

なお、当社では「～してはいけない」ではなく「正しいことをやろう」という動機に基づき、“誇りある行動”を自律的に実践し、業務の創造性を高めていく「ポジティブ・コンプライアンス」を推進しています。

内部通報制度（スピークアップ制度）

法令等違反の事実やその疑いのある事案を発見した場合の報告ルールを定めています。

また、通常の報告ルートでは報告が難しい事情がある場合の受付窓口として、MS&ADインシュアランスグループによる「スピークアップデスク」を設けています。

さらに経営上重大な違法・不正・反倫理的行為またはそのおそれのある行為について、監査役および持株会社の監査役への通報制度を設け、違法・不正・反倫理的行為を会社として速やかに認識して是正を図る体制を構築しています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融防止に向けた取組み

当社の商品・サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与、拡散金融に利用されることを防止するための取組みとして、犯罪収益移転防止法および金融庁が定めるガイドラインに基づく取引時確認等の顧客管理の実施、確認記録、取引記録などの作成・保存、疑わしい取引の届出を行っています。

マネー・ローンダリングやテロ資金供与、拡散金融対策は、国際情勢の変化や、これに呼応して進化する金融機関等の対応に強く影響を受けるため、当社もこうした動向やリスクの変化に機動的に対応するとともに、当社が直面するリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講じることにより有効な管理態勢を維持しています。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力排除のため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

本方針に従って、反社会的勢力による不当・不正な要求に対しては毅然とした姿勢で臨み、全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努めています。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

利益相反に関する方針

お客様の利益が不当に害されることのないように、「利益相反管理方針」および関連諸規程を定め、利益相反取引の管理に努めています。

適切な保険募集の推進

勧誘方針

お客様に対して保険商品をご提供する際の指針として「勧誘方針」を定め、適切な募集行為の確保に努めています。

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、弊社の金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めておりますのでご案内いたします。

保険法、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

お客様の立場に立った商品販売に努めます

- | | |
|--|--|
| <p>1 お客様に商品内容を十分ご理解いただけるよう、説明方法等について工夫するとともに、知識の修得、研さんに励み、お客様の誤解や混同を招かないよう、他の生命保険商品や金融商品と明確に区別する等、適切な表示と説明を心掛けます。</p> | <p>3 金融市場等の動向がお客様のリスクに成り得る外貨建保険・変額個人年金保険等の勧誘につきましては、お客様ご自身のご判断と責任でお取引いただけますように、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」等の説明による、適切な情報提供に努めてまいります。</p> |
| <p>2 お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況および購入目的等を総合的に勘案し、お客様に適切な商品をご選択いただけるよう、お客様のご意向と実情に適合した説明に努めてまいります。</p> | <p>4 商品の販売にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。事前のご要請がある場合を除き、社会通念上不適当な時間帯の電話や訪問は自粛いたします。お客様を著しく困惑させる行為やお客様の意思に反する行為はいたしません。</p> |

適正な業務運営に努めます

- | | |
|---|---|
| <p>1 お客様に関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。</p> | <p>3 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品の内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。</p> |
| <p>2 お客様のご意見、ご要望等をお聞きし、商品の開発・販売方法に活かしてまいります。</p> | <p>4 ご契約者間の公平を保ち、保険制度の健全な運営と発展のために、社会的・倫理的に不当な要請をお断りし、保険金・給付金の不正取得等の防止に努めます。</p> |

保険募集コンプライアンスの取組み

お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況および購入目的等を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に適合した商品を選択いただくことが、保険募集における最重要事項の一つと考えています。

そのため、「保険募集管理に関する方針」等を制定し、当社全社員および保険募集に係る業務を委託した金融機関等の代理店が、法令等を遵守した適切な保険募集を行うよう、保険募集管理態勢の整備・強化に向けたPDCAサイクルを循環させています。

一連の取組みにおいては、特に改善に向けた具体的なアクションに重点を置いています。例として、高齢のお客様にご加入いただく際、親族が関与する取組み（親族等の同席等）の推奨や、商品の開発時に想定したお客様に対する適切な販売を確保する態勢の整備推進等、お客様の属性等に即した適正な販売・勧誘の履行を確保するための支援に努めています。

PDCAサイクルから具体的改善につなげる取組み

